

## 協力型臨床研修病院の指定について

R7. 2. 5 医療政策課

### 1 指定申請の内容

周南記念病院から、協力型臨床研修病院の指定申請が基幹型臨床研修病院である山口大学医学部附属病院を経由してなされた。

### 2 指定の目的

山口大学医学部附属病院における研修のさらなる充実を図るため

### 3 県の対応（案）

申請内容を審査したところ、別添のとおり審査し、特に問題ないことから指定することとした。

なお、指定されれば、令和8年度から、周南記念病院が山口大学医学部附属病院の協力型臨床研修病院となる。

（参考：参照条文）

#### ◆医師法（昭和23年法律第201号） 一抄一

第16条の2 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2 前項の規定による指定は、臨床研修を行おうとする病院の開設者の申請により行う。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

協力型臨床研修病院の審査点検

病院名(協): 周南記念病院

下記項目について、指定基準に基づいて審査点検を行い、その評価(適切(○)、不適切(×)、要検討・要改善・その他(△))を記入。

項目	評価	点検項目の基準
1. 今後の移転計画の有無	○	○)無 △)有→計画書追加提出(住所変更等有る場合には、移転後に変更届が必要であることを追加)
2. 医師(研修医を含む)の員数	○	○)標準数を満たしている ×)標準数を満たしていない。 常勤:19名 非常勤(常勤換算):8.9名 計:27.9名 医療法による医師の標準員数:17.8名 (不足 △ 名)
3. 研修に必要な設備		
研修医の宿舎	△	○)有、△)無→研修中は借家を借り上げ予定
研修医室	△	○)有、△)無→研修医個人の机、ロッカー等を用意
図書又は雑誌	○	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
医学教育用ビデオ等	△	○)有、△)無→購入予定
インターネット(文献データベースや教育用コンテンツ)が利用できる環境	○	○)有、△)無→研修医の自習用教材の有無を確認
医学教育用シミュレーター(共同使用可)	△	○)有、△)無→購入予定
4. 病歴管理の責任者	○	○)有 ×)無
5. 医療安全管理体制		
安全管理者の配置 ※専従でなくとも可	○	○)有、×)無
安全管理部門の設置	○	○)有、×)無
患者からの相談に適切に対応する体制の確保	○	○)有、×)無
患者相談窓口に係る規約	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理のための指針	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理委員会の開催状況	○	○)年12回(月1回)程度開催されている ×)開催されていない
医療に係る安全管理のための職員研修	○	○)年2回以上開催されている ×)開催されていない
医療機関内における事故報告等の整備	○	○)有、×)無

(救急部門の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
6. 救急部門の有無		○)自院内に有 △)無→救急研修計画書(有・無)
救急医療の提供		○)救急告示病院の認定有 または 地域医療計画における救急医療機関 △)無→認定予定
救急医療の実施		○)初期救急に対応できる ×)初期救急に対応できない
救急症例件数(時間外含む)		救急取扱い件数 ○)年間5,000件以上 △)年間5,000件未満→救急一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認
救急専用診療(処置)室		○)有 ×)無
救急指導者の有無		○)確保できている ×)確保できていない

(産婦人科の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
7. 分娩件数		分娩件数(正常分娩と異常分娩の合計件数)の基準 年間 ○)350件以上 又は 研修医1人当たり10件の症例がある場合 △)それ未満→症例一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認

(精神科の研修を行う病院については記入)

項目	評価	点検項目の基準
8. 精神科の診療要員		○)精神保健福祉士等の診療要員が配置されている △)配置されていない→精神科研修カリキュラムの内容を確認